

栄東げんきっ子

《中学生編》

第114号 2018.6.1 発行
＜編集発行＞
栄東地区子ども未来会議
＜問合せ先＞
栄東まちづくりセンター
電話 711-2203

4月1日より

「北海道自転車条例」※が施行されました。

※ヘルメット着用の努力義務など自転車の安全な利用や自転車損害賠償保険等への加入の努力義務等に関する条例

自転車事故で問われる責任

刑事上の責任～相手を死傷させた場合、「重過失致死傷罪」

民事上の責任～被害者に対する損害賠償の責任

道義的な責任～被害者を見舞い、誠実に謝罪する

自転車での加害事故例

自転車事故でも被害の大きさにより数千万円の賠償金を支払わなくてはならない場合もあります。この賠償責任は、未成年といえども責任を免れることはできません。

- ① 男性が昼間、赤信号を無視して交差点を進入し、青信号で横断歩道を歩行中の女性に衝突。女性は脳挫傷等で5日後に死亡した。平成26年1月28日判決 4,746万円
- ② 男子小学生が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。平成25年7月4日判決 9,521万円
- ③ 男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。平成20年6月5日判決9,266万円

参照：日本損害保険協会より（自転車事故と保険）

自転車安全利用五則

札幌市の交通安全のホームページ

<http://www.city.sapporo.jp/kotsuanzen>

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で車道よりを徐行
- ④ 安全ルールを守る
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用（13歳未満）

【シリーズ 部活紹介】《栄町中学校 栄町ソフトテニス部》

栄町ソフトテニス部は、4月に1年生の男子部員4名が加わり、現在男子16名、女子6名、指導者2名で活動しています。「思いやり」をモットーにソフトテニスの競技力向上を目指すとともに、練習を通じて礼儀や集団行動などの大人になっても大切にしたい力を身につけています。冬はトレーニング中心で球を打つ機会が少ない競技ですが、雪が解け今は6月の中体連で全市、全道大会へ出場できるよう、部員同士切磋琢磨しながら、全力で練習しています。

